

事前評価個表（案）

整理番号	1
------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	R3年度～（おおむね80年間）
事業実施地区名	木曾川 ^{きそがわ} 広域流域	事業実施主体	国立研究開発法人森林研究・整備機構
事業の概要・目的	<p>① 位置等 本対象区域が存在する木曾川広域流域は、長野県西部、岐阜県南部及び愛知県一円を包括している。年平均気温は10℃～16℃、年間降水量は1,800mm～2,500mmとなっている。</p> <p>② 目的 本事業は、森林所有者の自助努力等によっては森林の造成が困難な奥地水源地域において、国立研究開発法人森林研究・整備機構と地域の関係者とが分収造林契約の当事者となって森林の造成を行うことにより、水源涵養機能等を高度に発揮させることを目的としている。</p> <p>特に本流域については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 濃尾平野、知多半島の農地に農業用水を供給するとともに、中京圏の社会・経済活動に不可欠な多くの水道用水や工業用水を供給する地域であること ○ 令和2年7月豪雨により土砂災害や人家への浸水被害等の被害が発生した地域であること <p>を踏まえつつ、事業を実施していくこととしている。</p> <p>③ 事業の概要等 流域内のダムや簡易水道等の集水域における水源涵養機能等の高度発揮に向けて、水源かん養保安林内の無立木地等において、国立研究開発法人森林研究・整備機構が分収造林契約に基づき森林整備のための費用負担及び造林者に対しシカ害対策等事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するほか、必要に応じ、既契約地周辺の保安林等において間伐等の森林整備を実施するものである。</p> <p>分収造林契約締結対象区域は、低木がまばらに生育し、放置したままでは短期での成林が期待できない上、局所的な降雨等により土砂流出のおそれもあることから、本事業により、水源涵養機能等を高度に発揮させていくため、契約相手方の要望等も踏まえて、スギ2,500本/ha、ヒノキ2,500本/ha、カラマツ2,500本/ha～3,000本/haの植栽を予定している。また、広葉樹等の前生樹等を活かし、針広混交林を目指すこととしている。</p> <p>・主な事業内容：箇所数 9件、事業対象区域面積 228ha （スギ植栽113ha、ヒノキ植栽9ha、カラマツ植栽38ha、広葉樹等育成68ha、既契約地周辺の間伐等1ha）</p> <p>・事業対象都道府県：長野県、岐阜県</p> <p>・総事業費：1,303,811千円（税抜き 1,185,281千円）</p>		
費用便益分析	総便益（B）	1,891,666 千円	
	総費用（C）	858,592 千円	
	分析結果（B/C）	2.20	
水源林造成事業等評価技術検討会の意見			
評価結果（案）	<p>・必要性：本対象区域では、水源涵養機能等の高度発揮のため早急に森林を造成する必要があるものの、森林所有者の自助努力等では適正な森林整備がなされないことから、事業の必要性が認められる。</p> <p>・効率性：費用便益分析の結果、投下する費用を上回る効果が見込まれているほか、広葉樹等の前生樹等を活用した針広混交林の造成を目指すこと等によりコスト縮減に努めることとしており、事業の効率性が認められる。</p> <p>・有効性：水源涵養機能等の着実な発揮のために、シカ害対策や針広混交林化等必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。</p>		

新規地区採択に当たっての審査項目（チェックリスト）、費用便益分析及び各観点からの評価を踏まえて総合的かつ客観的に評価したところ、森林の重視すべき機能（特に水源涵養）に応じた適切な森林整備が効率的に計画されているものと認められる。

事前評価個表（案）

整理番号	2
------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	R3年度～（おおむね80年間）
事業実施地区名	<small>くまのがわ</small> 熊野川広域流域	事業実施主体	国立研究開発法人森林研究・整備機構
事業の概要・目的	<p>① 位置等 本対象区域が存在する熊野川広域流域は、三重県南部、奈良県南部及び和歌山県東部を包括している。年平均気温は16℃前後、年間降水量は3,000mm前後となっている。</p> <p>② 目的 本事業は、森林所有者の自助努力等によっては森林の造成が困難な奥地水源地域において、国立研究開発法人森林研究・整備機構と地域の関係者とが分収造林契約の当事者となって森林の造成を行うことにより、水源涵養機能等を高度に発揮させることを目的としている。</p> <p>特に本流域については、下流部の新宮市や紀宝町に水道用水や工業用水を供給するとともに、広域的な水利用として大和平野に農業用水や水道用水を供給する地域であることや、水力発電が盛んで、二津野ダム、風屋ダム等11基のダム及び19箇所発電施設により、総最大出力約190万kWの電力供給が行われていることを踏まえつつ、事業を実施していくこととしている。</p> <p>③ 事業の概要等 流域内のダムや簡易水道等の集水域における水源涵養機能等の高度発揮に向けて、水源かん養保安林内の無立木地等において、国立研究開発法人森林研究・整備機構が分収造林契約に基づき森林整備のための費用負担及び造林者に対しシカ害対策等事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するほか、必要に応じ、既契約地周辺の保安林等において間伐等の森林整備を実施するものである。</p> <p>分収造林契約締結対象区域は、シダ等の侵入が多くみられ、放置したままでは短期での成林が期待できない上、局所的な降雨等により土砂流出のおそれもあることから、本事業により、水源涵養機能等を高度に発揮させていくため、契約相手方の要望等も踏まえて、スギ2,700～3,000本/ha、ヒノキ2,700～3,000本/haの植栽を予定している。また、広葉樹等の前生樹等を活かし、針広混交林を目指すこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 14件、事業対象区域面積 187ha （スギ植栽67ha、ヒノキ植栽63ha、広葉樹等育成56ha、既契約地周辺の間伐等1ha） ・ 事業対象都道府県：三重県、奈良県、和歌山県 ・ 総事業費：1,030,049千円（税抜き 936,405千円） 		
費用便益分析	総便益（B）	1,577,236 千円	
	総費用（C）	678,320 千円	
	分析結果（B/C）	2.33	
水源林造成事業等評価技術検討会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性： 本対象区域では、水源涵養機能等の高度発揮のため早急に森林を造成する必要があるものの、森林所有者の自助努力等では適正な森林整備がなされないことから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性： 費用便益分析の結果、投下する費用を上回る効果が見込まれているほか、広葉樹等の前生樹等を活用した針広混交林の造成を目指すこと等によりコスト縮減に努めることとしており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性： 水源涵養機能等の着実な発揮のために、シカ害対策や針広混交林化等必要な施策等が計画されており、事業の有効性が認められる。 		

新規地区採択に当たっての審査項目（チェックリスト）、費用便益分析及び各観点からの評価を踏まえて総合的かつ客観的に評価したところ、森林の重視すべき機能（特に水源涵養）に応じた適切な森林整備が効率的に計画されているものと認められる。

事前評価個表（案）

整理番号	3
------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	R3年度～（おおむね80年間）
事業実施地区名	江の川 ^{ごうのかわ} 広域流域	事業実施主体	国立研究開発法人森林研究・整備機構
事業の概要・目的	<p>① 位置等 本対象区域が存在する江の川広域流域は、島根県東部及び中央部並びに江の川上流の広島県の一部を包括している。年平均気温は約11℃～16℃、年間降水量は約1,400mm～2,200mmとなっている。</p> <p>② 目的 本事業は、森林所有者の自助努力等によっては森林の造成が困難な奥地水源地域において、国立研究開発法人森林研究・整備機構と地域の関係者とが分収造林契約の当事者となって森林の造成を行うことにより、水源涵養機能等を高度に発揮させることを目的としている。</p> <p>特に本流域については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年7月豪雨により土砂災害や人家への浸水被害等の被害が発生した地域であること ○ 松くい虫被害やナラ枯れ被害について、流域全域に被害が見られる状況となっており、被害地の復旧や計画的な造林により水源涵養機能等森林の公益的機能の高度発揮が必要とされていることを踏まえつつ、事業を実施していくこととしている。 <p>③ 事業の概要等 流域内のダムや簡易水道等の集水域における水源涵養機能等の高度発揮に向けて、水源かん養保安林内の無立木地等において、国立研究開発法人森林研究・整備機構が分収造林契約に基づき森林整備のための費用負担及び造林者に対しシカ害対策等事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するほか、必要に応じ、既契約地周辺の保安林等において間伐等の森林整備を実施するものである。</p> <p>分収造林契約締結対象区域は、マツ枯れ被害地で、ササの侵入が多くみられ、放置したままでは短期での成林が期待できない上、局所的な降雨等により土砂流出のおそれもあることから、本事業により、水源涵養機能等を高度に発揮させていくため、契約相手方の要望等も踏まえて、スギ2,500～2,700本/ha、ヒノキ2,500～2,700本/haの植栽を予定している。また、広葉樹等の前生樹等を活かし、針広混交林を目指すこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業内容：箇所数 32件、事業対象区域面積 432ha （スギ植栽45ha、ヒノキ植栽257ha、広葉樹等育成129ha、既契約地周辺の間伐等1ha） ・ 事業対象都道府県：島根県、広島県 ・ 総事業費： 2,086,799 千円（税抜き 1,897,089 千円） 		
費用便益分析	総便益（B）	2,675,115 千円	
	総費用（C）	1,374,208 千円	
	分析結果（B/C）	1.95	
水源林造成事業等評価技術検討会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性： 本対象区域では、水源涵養機能等の高度発揮のため早急に森林を造成する必要があるものの、森林所有者の自助努力等では適正な森林整備がなされないことから、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性： 費用便益分析の結果、投下する費用を上回る効果が見込まれているほか、広葉樹等の前生樹等を活用した針広混交林の造成を目指すこと等によりコスト縮減に努めることとしており、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性： 水源涵養機能等の着実な発揮のために、シカ害対策や針広混交林化 		

等必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。

新規地区採択に当たっての審査項目（チェックリスト）、費用便益分析及び各観点からの評価を踏まえて総合的かつ客観的に評価したところ、森林の重視すべき機能（特に水源涵養）に応じた適切な森林整備が効率的に計画されているものと認められる。

事前評価個表（案）

整理番号	4
------	---

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	R3年度（おおむね80年間）
事業実施地区名	おおよどがわ 大淀川広域流域	事業実施主体	国立研究開発法人森林研究・整備機構
事業の概要・目的	<p>① 位置等 本対象区域が存在する大淀川広域流域は、宮崎県一円を包括している。年平均気温は約14℃～18℃、年間降水量は約2,300mm～3,600mmとなっている。</p> <p>② 目的 本事業は、森林所有者の自助努力等によっては森林の造成が困難な奥地水源地域において、国立研究開発法人森林研究・整備機構と地域の関係者とが分収造林契約の当事者となって森林の造成を行うことにより、水源涵養機能等を高度に発揮させることを目的としている。</p> <p>特に本流域については、台風や豪雨等による自然災害が多い地域であり、木材生産機能だけでなく山地災害防止や水源涵養機能等森林の公益的機能の高度発揮が必要となっていること、さらにシカ害も増大してきていることから、施業と一体的に行う獣害防止対策を推進することが重要となっていることを踏まえつつ、事業を実施していくこととしている。</p> <p>③ 事業の概要等 流域内のダムや簡易水道等の集水域における水源涵養機能等の高度発揮に向けて、水源かん養保安林内の無立木地等において、国立研究開発法人森林研究・整備機構が分収造林契約に基づき森林整備のための費用負担及び造林者に対しシカ害対策等事業実行に関する技術指導を行い、水源林を造成するほか、必要に応じ、既契約地周辺の保安林等において間伐等の森林整備を実施するものである。</p> <p>分収造林契約締結対象区域は、カヤ等が繁茂しており、放置したままでは短期での成林が期待できない上、降雨等により土砂流出のおそれもあることから、本事業により水源涵養機能等を高度に発揮させていくため、契約相手方の要望等も踏まえて、スギ2,500本/haの植栽を予定している。また、広葉樹等の前生樹等を活かし、針広混交林を目指すこととし、さらにシカ害が見込まれる地域は、シカ害対策を適切に図っていくこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業内容：箇所数 22件、事業対象区域面積 289ha (スギ植栽202ha、広葉樹等育成86ha、既契約地周辺の間伐等1ha) ・事業対象都道府県：宮崎県 ・総事業費：1,351,254 千円（税抜き 1,228,408 千円） 		
費用便益分析	総便益（B）	2,288,352 千円	
	総費用（C）	889,824 千円	
	分析結果（B/C）	2.57	
水源林造成事業等評価技術検討会の意見			
評価結果（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性：本対象区域では、水源涵養機能等の高度発揮のため早急に森林を造成する必要があるものの、森林所有者の自助努力等では適正な森林整備がなされないことから、事業の必要性が認められる。 ・効率性：費用便益分析の結果、投下する費用を上回る効果が見込まれているほか、広葉樹等の前生樹等を活用した針広混交林の造成を目指すこと等によりコスト削減に努めることとしており、事業の効率性が認められる。 ・有効性：水源涵養機能等の着実な発揮のために、シカ害対策や針広混交林化等必要な施業等が計画されており、事業の有効性が認められる。 <p>新規地区採択に当たっての審査項目（チェックリスト）、費用便益分析及び各</p>		

観点からの評価を踏まえて総合的かつ客観的に評価したところ、森林の重視すべき機能（特に水源涵養）に応じた適切な森林整備が効率的に計画されているものと認められる。